

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正に関する意見書

人類がつくり出した最も残忍な兵器である核兵器による地獄を体験させられた原子爆弾被爆者たちは、今日まで、みずからの命を削る思いで被爆体験を語り、二度と核兵器の犠牲とならないことを強く願って運動を続けて来た。この地球上から核兵器をなくすことは、被爆者たちの悲願である。

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定されたとき、被爆者たちは、積極的に評価しながらも、同法の魂というべき国家補償が抜き取られていること、原爆投下に至った国の戦争責任もアメリカの原爆投下責任も全く触れられていないこと、最大の被害者である死没者への補償がないことを指摘している。その上で引き続き原爆被害への国の償いと核兵器ゼロの実現を目指して運動を続けると声明し、今日に至っている。

実態に合わない現行法、それに基づく政府の対応に被爆者たちが起こした原爆症認定集団訴訟では被爆者側が連続して勝訴し、国の誤りが明らかになっている。高齢化した被爆者たちは、これらの矛盾を解決し、核兵器のない世界を後世に残すため、現行法の改正を求めている。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 二度と核兵器の犠牲者を出さないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を法の目的として明示すること。
- 2 原爆症認定集団訴訟の勝訴をかんがみ、原爆死没者及び被爆者に対する償いを法に規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様